

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和元年11月13日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人暮らしのコツ研究所

(2) 代表者名

瀬端 万起

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区一乗寺西杉ノ宮町6番地12

(4) 定款に記載された目的

この法人は、DVや虐待などからの離脱に向けての支援、トラウマを抱える人たちがより生きやすくなることを目指す事業を持続的かつ発展的に行い、誰もがより生きやすく、安心・安全に地域で暮らせる社会を実現させることを目的とする。

2 申請年月日

令和元年11月6日

(文化市民局地域自治推進室)